

篠崎 進士 法律事務所報



2018 年 新春号

② 新判例と社会の進化

所長弁護士 篠崎 芳明

税務手続の電子化が進行中 ⑦

税理士 藤代 節子

③ ラムスコーポレーション会社更生事件のお話
～抵当権実行方式～

副所長弁護士 進士 肇

事務所旅行記 ⑦

近況報告 ⑧

④ 社員不祥事に関するご相談

弁護士 寺島 毅一郎

⑤ 企業不祥事発覚時の初動対応について

弁護士 金山 真琴

⑥ 民暴 ABC 反社の手口と対応策について
～ヒットエンドアウェイ～(その2)

弁護士 小川 幸三



新判例と社会の進化



篠崎・進士法律事務所所長
弁護士 篠崎 芳明

社会生活にトラブルは避けられません。民事問題であれば互いが譲り合うことで解決できるのですが、双方又は一方がどうしても譲らない（れない）ときは、最後は裁判所の裁定（判決）に委ねます。これが（日本）社会のルールです。

民事の裁判は、裁判所（官）が事実を認定し、これに法を適用して結論を出すという流れ（プロセス）で行われますが、裁判所（官）の法的判断基準は、国会で成立する法律（成文法）だけではなく判例がとりわけ重要です。

我々法曹（裁判官と弁護士）は、前例のない分野については新判例により判断基準を創設し、社会の変遷により従来の判例が適当でないときは、新たな時代にふさわしい判断基準に変更します。新判例は、その後は同様の紛争事案の判断基準となることから、新たな法律（成文法）の制定と同じ効果があると評されます。そして、新判例により、社会（実務）が大きく変わります。実例を紹介しましょう。

1 車両制限令 12条を理由とする道路管理者の認定留保（通行禁止）は原則として違法であるとした判決（最高裁昭和 55 年（オ）225 号・判例時報 1054 号 75 頁）

戦後大都市に人口が集中した結果、東京では空前のマンションブームとなり、昭和 40 年中頃から日照権訴訟（建物建築禁止請求や損害賠償請求）が頻発しました。

日照権の保護はもちろん重要ですが、日照権侵害に名を借りた不当な要求をする輩も多出しました。彼らは、建築関連法規に通曉しており、些細なことに因縁をつけ、建築確認認可権者（当時は都や区）に建築確認をしないように働きかけるなどしました。

認可権者は、真実日照被害があるものと誤解し、或いは紛争があれば建築主に何らかの負担をさせる解決が市民からの行政批判を抑止することになると考え、「行政指導」なる名目で建築確認を留保し、建築主に話し合い解決（要するに金銭の支払い）を求めました。建築主は、行政に逆らうことは損であるとして、過大、不当な要求であるケースでも、安易に金銭の支払いをしました。こうした風潮に着眼し補償金の獲得を商売にする者まで現れたのです。

本件では、昭和 48 年、不当な要求をする自称近隣住民の意向を受けて建築確認をしない認可権者（中野区）に対して、建築主が建築確認をしないことは違法であることの確認を求める行政不服審査を申し立てたところ、中野区はしぶしぶ建築確認を行いました。ところが、車両制限令 12 条を根拠に建築資材の搬入に必要な区道の使用を認めないという行政処分（認定留保）を行い、あらためて建築主に対して、金銭支払いによる解決を求めたのです。理由のない金銭支払いによる解決は潔しとしないとして建築

主が区に対して金銭支払いはしないと応答したところ、なんと区は、その後 5 か月間にわたり区道の使用を認めず、この間工事は事実上ストップしました。折からのオイルショックにより建築資材が急騰したことから、建築主は区の区道使用不認可により莫大な損失を被ったのです。

そこで、建築主は、当職を代理人として区道使用の認定留保（通行禁止）により損害を被ったとして、中野区に対して国家賠償法に基づき損害賠償請求を行ったところ、最高裁は、区の区道使用認定留保処分につき、法の解釈を誤った違法な処分であると断定しました。しかし、区道の使用を認めれば反対住民に負傷者が出るおそれがあったなどとして、建築主の求めた損害賠償請求は棄却するというバランスに配慮した判決を下しました。

この判決は、形式上は建築主の敗訴でしたが、この判決を契機にして、車両制限令 12 条による使用不認可処分は（当職の知る限り）その後は皆無です。正に、新判例が（行政）実務を変更させたのでした。

2 大手予備校の新設につき、県知事がした設置不認可処分が違法であるとして取り消された事例（福岡地裁平成元年 3 月 22 日判決・判例時報 1310 号 33 頁）

戦後のベビーブームは受験戦争、受験地獄なるマスコミ造語を誕生させ、各地に受験予備校が林立しました。大手予備校と称された「駿台」、「代ゼミ」、「河合塾」は競って全国に展開しました。予備校は、各種学校又は専修学校として都道府県知事の設置認可を受けることにより、学生は学割が使え、学校法人は税法上など多くの優遇を受けることができます。

本件は、昭和 63 年、大手予備校の一つであった代ゼミが設置認可権者である福岡県知事に対して「小倉校」について各種学校設置認可申請をしたところ、知事が設置不認可処分をした案件です。不認可の理由は、大手予備校の設置が地元予備校の経営難、休廃校をもたらし、教育水準の低下、生徒の選択の幅を狭める等の結果となり、生徒の教育を受ける権利を阻害するおそれがあるというものでした。

代ゼミは、当職を代理人として、多くの予備校が競合すれば、授業料、教育内容、教育環境など多方面で競争が生じ、生徒の選択の幅が広がり、憲法が保障する学問の自由、教育を受ける権利が保障されることになる、既得権益の保護は利権の保護につながり適当ではないなどとして不認可処分の取り消しを求めました。

福岡地方裁判所は、判決において「適正配置」を認可基準にすることは認められないなどとして本件不認可処分を取り消し、この判決を受けて、福岡県は直ちに「小倉校」の設置を認可しました。

この判決以降、全国の各種学校、専修学校設置認可処分の実務において、「適正配置」が基準とされることはなくなりました。新判例が（行政）実務を変更させたのでした。

まとめ

今回ご紹介した両案件はいずれも当職が代理人として関わらせていただいたものですが、当法律事務所は、本件以外にも、暴力団の不当要求行為排除請求案件、暴力団組事務所使用差止請求案件、自称右翼団体による街宣行為差止め請求案件、強制執行妨害排除請求事件など、多くのケースで新判例の創出に関わっています。

新判例は裁判実務を変え、社会生活の規範を変えます。

当法律事務所は、日本社会が今よりも、もっとすばらしい社会になるよう願って新判例の創設に邁進して参る所存です。

ラムスコーポレーション会社更生事件のお話 ～抵当権実行方式～



篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士 進士 肇

そこで目を付けたのが、更生担保権者たる金融債権者がシップファイナンスの際に船舶に設定している船舶抵当権です。会社更生法は、破産法・民事再生法と異なり、担保権者による権利行使を認めず（50 条 1 項）、これをテコにして会社の事業の更生を図らせようとする強力な法律です。ところがこの権利行使を敢えて容認して、しかも更生担保権者のイニシアティブではなく、更生管財人のイニシアティブで売船を進めるスキームを定立しようと考えたのです。50 条 1 項の大きな壁がありますが、伊藤眞東京大学名誉教授及び松下淳一東京大学大学院教授に教えを頂きに伺い、懇切丁寧なご指導を頂戴しながら、更生裁判所に何度もご相談し、FA 及びブローカーのアドバイスも受け、検討を重ねました。そして、その結果、船舶抵当権設定契約に基づく更生会社 SPC から抵当権者への授權につき、抵当権者と更生管財人との間で和解契約を締結して更生管財人が抵当権者から再授權を受ける形で、更生管財人が売船のイニシアティブを執るという「抵当権実行方式」を形にしました。本邦初の試みです。

平成 28 年 5 月に第 1 号売船手続（通常売船）を開始。同年 9 月の第 7 号売船にて初の抵当権実行方式に着手し、同年 11 月 11 日に同船の決済に至ったときは本当にホッとしました。平成 28 年 9 月には韓国回生法に基づく韓進海運の債務者回生手続が始まり、寄港地での船舶差押えを連続して受けて破産手続に移行したというニュースも入ってきたので、当更生管財人団に緊張が走りました。しかし、本当に幸運なことに、売船を開始してから外航船の市況が持ち直し、高値での売船を続けることができ、平成 29 年 11 月 7 日の第 31 号売船の決済をもって、足かけ 1 年半に及ぶ売船を全て終えました。また、他の 7 隻については備船契約を維持したまま、スポンサー契約を締結・実行し、平成 29 年 11 月 17 日までに、スポンサー系の船舶運航管理会社に移管しました。

以上により本更生手続の大きな山を越え、あとはスポンサー会社と共に 7 隻の備船管理及び収益弁済をしつつ、各社の清算手続を一つずつ遂行していくことになります。最長 20 年の更生計画もあるので、私は 73 歳までその計画の遂行に関与し続ける可能性があるということになります。長い付き合いになりそうです。

平成 27 年（2015 年）12 月 31 日から、ラムスコーポレーション(株)(日本法人)、シンガポール法人 24 社、パナマ法人 14 社、合計 39 社の更生管財人を担当しています（保全管理命令は平成 27 年 11 月 11 日から）。平成 28 年 1 月 6 日の日本経済新聞朝刊で報道されましたので、ご存じの方がいらっしゃるかもしれません。外国法人について日本の会社更生法が適用されたのは史上初です。外国法人 38 社はいずれも SPC（特別目的会社）であり、シンガポール又はパナマを旗国とする外航船 1 隻ずつを所有しています（合計 38 隻）。更生会社でありながら実働する従業員がほとんどいないので、更生管財人代理 9 名及び更生管財人補佐 4 名の弁護士、並びに補佐公認会計士 4 名、計 18 名の大所帯からなる更生管財人団で職務を遂行しました。

これらの会社はいずれも、有力な備船者との間で備船契約を有していたので、当初は備船料収入をもって資金繰りをしていけると予想していました。ところが、図らずも平成 27 年末から 28 年上半年期にかけての未曾有の備船不況にぶちあたり、バルカー船を中心とする短期備船の場合、期間満了後に新規備船に出す毎に備船料はつるべ落とし。備船を継続するほどに、逆ざや（燃料代、食料代、クルーへの給与などの経費の方が上回る状態）で赤字が膨らみ、資金繰りが保たれないので、更生担保権者等の了解の下に、早期に売船して清算型の更生計画を立てるしかない会社が続出しました。

ところがそこで問題になったのが、更生開始決定に基づく更生管財人の権限が、在外資産であるシンガポール旗国船又はパナマ旗国船に及ぶかです。日本の会社更生法は更生開始決定の効力が対外的に及ぶという建前（普及主義）をとっていますが、具体的に在外資産にその効力を及ぼすためには、対象国において外国倒産処理手続の承認援助に関する法手続が整備され、同法によって日本の更生開始決定につき対象国の裁判所で承認決定を得る必要がありますが、シンガポール、パナマ共にそのような法整備はされていません（シンガポールでは平成 29 年 3 月に法律が改正され、5 月から施行されました。）。更生管財人の権限が対外的に明確にならなければ、入札手続をしても買主候補者が現れず、仮に売買契約の締結に至っても船舶の船籍離脱・登録等に支障が生じて契約不履行になってしまう危険がありました。

社員不祥事に関するご相談



弁護士 寺島 毅一郎

先般、社員不祥事への対応に関する社内セミナーの講師を担当させていただきました。守秘義務の範囲内で、当職がこれまで経験した事例をもとに色々お話したのですが、社員の不祥事に関して当職が企業の人事・総務ないし法務・コンプライアンスご担当者等からご相談いただくパターンは、これまでのところ2つに大別されます。1つは、社員が（専ら私生活上の非行で）警察に検挙されたがどうすればよいか、というご相談であり、もう1つは、社員が横領などの会社に損害を与える任務違背行為を行っていたことが発覚したがどうすればよいか、というものです。後者については、紙幅の関係で今回は割愛することとし、本稿では前者について述べることにします。

前者の場合、相談を受けた当職が当該社員の弁護人となってよいのか、がまず問題になります。弁護人に就任すれば、依頼者である社員の秘密や不利益に繋がる事柄は当然ながら会社に対しても開示できないので、社員と会社の利害が鋭く対立することが想定される案件では、そもそも、会社が紹介する弁護士である当職は、社員の弁護人となるべきではないと思われます（もっとも、被疑者国選弁護人制度が実施されて以降は、勾留と同時に国選弁護人が選任されていることが多くなったため、勾留後にこのジレンマが生じることは少なくなった。）。そして、社員と会社の利害が鋭く対立すると想定される場合とは、（仮に当該社員がその罪を犯したものとすれば）懲戒解雇等の重い社内処分が必要となりそうな場合のことであり、罪名や逮捕・勾留の被疑事実などから窺える事案の重大性・悪質性の程度に鑑み、この点を早期に見極める必要があります。比較的軽微な罪名・被疑事実等で、懲戒解雇の可能性が低そうな事案であれば、会社に対する情報提供の可否及び程度について会社及び社員本人の意向を事前に確認した上で、社員の弁護人に就任することは可能でしょう。その場合には、社員の刑事処分を回避し、もしくは

は少しでも軽い処分で迅速に解決すべく、被害者との早期示談等、弁護人として最善を尽くすのみであり、そのことがひいては会社の利益にも繋がる結果となります。他方、懲戒解雇も想定される悪質な事案であれば、社員の弁護人には就任せず、懲戒処分を視野に入れた事情聴取や告知・聴聞の機会付与等のための、会社担当者による勾留中の社員との面会等に関して、会社代理人として助言を行い、必要に応じて立ち会い等を行うこととなります。この場合には、弁護「士」ではあっても勾留中の社員すなわち被疑者の弁護「人」ではないため、勾留中の被疑者と会うのも接見ではなく一般面会となり、人数や時間等の制約（面会は先約順に1日1組のみ。1度に面会できる人数は3人までで、面会時間は15～20分。面会には警察官が立ち会う等）を受けることとなります。弁護人としての面会ではない場合、被疑者である社員が会ってくれる保証はなく、行ってみたら「やはり会いたくないと言っている。」という事態も普通にあり得ます。首尾良く面会できた場合には、短い面会時間の中で要領よく事情聴取を行い、懲戒処分の検討に必要な事実確認ができるよう、事前準備段階から当日まで、きめ細かい助言を行います（事情聴取は、同行する会社担当者が行う場合も、代理人として当職が行う場合もあり得ます。）。なお、検挙の被疑事実が一般的に悪質ないし破廉恥とされている犯罪であったり、検挙がメディアで報じられるなどした場合、社内のコンプライアンス及びガバナンスの見地からも、顧客を含む世間一般に対するレピュテーション・リスク回避の見地からも、当該社員に対してすみやかに厳正な処分を行う必要性は高くなります。しかしながら、例えば、社員の私生活上の非行を理由とする懲戒解雇に関しては、裁判例も様々存在するところであり、懲戒処分の正当性（合理性・相当性）については、懲戒理由及び手続の両面で齟齬がないように十分配慮し、後々問題が発生しないようにする必要があります。

企業不祥事発覚時の初動対応について



弁護士 金山 真琴

近年、東芝やタカタ、旭化成建材、日産自動車、神戸製鋼等、企業不祥事が目立ちます。もっとも、これは近年になって企業不祥事が増加したことを意味するのではなく、内部通報制度が機能するようになって来たことに伴い、企業不祥事が発覚しやすくなっているのだと考えられます。いったん不祥事が起きると、株価下落や当局による課徴金納付命令、レピュテーションによる業績悪化等により、企業価値が毀損されるリスクがあります。企業不祥事を予防するために社内ではガバナンス・コンプライアンスの意識を高めることは非常に重要であり、不祥事が起きないことは最も理想的といえます。他方で現実問題として、企業も人の集合体である以上、不祥事が発生するリスクは常に存在します。そこで、企業不祥事が発生した場合の初動対応を簡単に説明します。

企業が不祥事を把握した際にまず行うべきことは、被害拡大の防止および証拠保全です。不祥事が現在進行形であれば、その進行を止めることが先決です。その際、不正を働いている役員又は従業員（以下「対象者」といいます。）に対し、配置転換や自宅待機等を命じて不正を働けなくすることは最もシンプルな方法です。しかし、対象者に企業が不祥事を把握していることを察知されると、証拠隠滅を図られる可能性があります。そこで、対象者のパソコンやメールデータ、デスクの書類等を確保しつつ、対象者による被害拡大を直ちに防ぐ措置を事案に応じて具体的に策定、実施していくことになります。

次に、不祥事対応において最も重要な手続の一つが、事実調査です。被害拡大防止が応急処置だとすると、事実調査は根治療法といえます。このとき留意すべきことは、社内での情報管理の徹底です。情報管理が適切になされなければ、社内の混乱、SNS等への投稿による社外への不正確な情報流出、場合によってはマスコミ対応等に、必要以上の労力を割くことになり得ま

す。これでは、本来なすべき不祥事対応が疎かになってしまいます。それゆえ、情報を共有する範囲は必要最小限とすべきであり、具体的には不祥事が発生した部門の担当役員等の責任者、法務責任者、人事責任者、広報責任者を決めて、少人数のチームで対応に当たるべきです。

その上で、まずは当該チームが社内調査を実施します。この点、企業が社内調査をする権限を有することは、最高裁判決（昭和52年12月13日）より明らかなです。他方、対象者も社内調査に協力する義務を負います。対象者が従業員である場合は、対象者が労務提供義務を履行する上で必要かつ合理的な範囲で、対象者は調査協力義務を負います（同最高裁判決）。対象者が役員である場合は、役員としての善管注意義務の一環として、調査協力義務を負います。かかる調査権限、調査協力義務に基づき、証拠収集・保全、証拠分析、ヒアリング等の手続を実施することになります。これらの手続実施に際しては迅速性および正確性が不可欠であると同時に、多くの法的問題にも留意しなければなりません（例えば労働法や個人情報保護法等）。また、調査実施に当たっては、調査報告書を作成して証拠化を図ることになります。調査報告書の作成目的は、人事処分の妥当性を担保する証拠とすることや、対外的に公表し信用回復を図ること、当局に提出することなどが考えられます。上記調査結果を踏まえ、企業は、不祥事の公表、人事処分、刑事・民事責任の追及（債務名義化や資産の保全等も含む）、再発防止策の策定等を検討していくことになります。

上述のとおり、不祥事を予防するための事前の措置は重要です。同様に、不祥事が発生した場合の対応方法を事前に検討しておくことも極めて重要だと思われます。

民暴反社の手口と対応策について ABC ～ヒットエンドアウェイ～（その2）



弁護士 小川 幸三

弁護士 前回、不当要求の手口の2つ目である「強烈な追い込みをかけて素速く逃げる」について説明しましたが、今回はその続きをしますね。

不動産会社管理部長 お願いします。

弁 前回、財産奪取前の彼らの攻撃に対して、市民や企業が防御する方法として、警察や弁護士に介入してもらうことを挙げました。

部 そうでしたね。

弁 このとき重要なのは「スピード」と「作戦」です。彼らが強烈な追い込みをかけてきた場合、市民や企業は彼らに察知されないようにしながら、彼らの上手に行くスピードで弁護士に相談する等対応し、その弁護士が彼らの上手に行く作戦を立てて実行するのです。

部 何故「彼らに察知されないようにしながら」なのですか？

弁 察知されれば彼らも急いで仕上げようと更に追い込みが強烈になるからです。もう1つの理由は、弁護士介入前の最後の証拠獲得の場だということです。弁護士が介入すれば強烈な追い込みが止まるかもしれませんが、彼らの強迫・不法行為の証拠も獲得できなくなります。被害者が既に念書や借用書を書かされていたりしていると、その後、その書面を利用して訴訟を提起された場合、相手の強迫を立証できず敗訴してしまうこともあるのです。

部 そんなことあるのですか？

弁 あります。ですから彼らが強烈な追い込みをかけているところを録音・録画する等して、「この書面も強迫によるものだ」と主張立証できる証拠を獲得する最後のチャンスなのです。

部 それって、依頼者に再度彼らに脅かされるということですよね、かなり厳しいんじゃないでしょうか。

弁 そのとおりです。依頼者から、怖くて我慢できない一刻も早く弁護士介入してくれと懇請されて、悩んだ挙げ句依頼者の意思を尊重してそのラストチャンスを使わずに弁護士介入したんですが、結局、裁判で500万円払えという判決が出たという経験がありますと、どうしても依頼者を説得してしまいます。その代わりやり方を手取り足取りレクチャーして依頼者の不安をできるだけ払拭するように心がけます。

部 手取り足取りとは具体的にはどういうようにするのですか。

弁 まず、それまでの被害者と彼らの接触方法と同一の接触を図ります。今まで面談であれば面談で、電話であれば電話で対応することとします。これは察知されないためです。

部 （うなずく）

弁 次に、相手の要求に弱々しくおどおどしながら「できません」と拒否をします。そして、その理由は「元々は私が借金したわけじゃありませんし」とか、「もう今まで〇〇〇万円くらい渡しています。それでもまだ〇〇〇万円あるなんて……もうこれ以上お金ありません」というように、こちらの具体的主張を自然に言い訳のように弱々しく言います。

部 （うなずく）

弁 これに対して、相手方が「そんな関係ない、お前が払うと言ったからだろ!」というように被害者の主張を肯定しながらも怒鳴って要求を飲ませようとしたらOKです。そのまま声を震わせながら「わかりました」と言って終了します。

部 なるほど、自然ですね。

弁 そうです。反対に、相手方が「えっ、何言っているの？ 貴方の借金でしょ？」とか「あんたから一銭ももらっていないぜ」というように被害者の主張を否定してきたら、少しかだけ力を込めて「えっ、違いますよ。それは誰々が何してこうしてあーしてこうなったんですよ」とか「6月にはいくら、7月にはいくら、どここの何々で貴方に渡しましたよ」と全面的に反論して、「そんなことを言うなら、私も払えません」と半泣きしながら言います。そうすると、「お前払わなかったらどうなるかわかっているだろうな」などと言って強迫を始めますので、最後まで聞いたら、被害者は再度声を震わせながら「わかりました」と言って終了です。

部 相手を恐れているところを相手に警戒させることなくいつもの調子で強迫させるのですね。

弁 そのとおり。このとき、決して「〇〇しましたよね」というような悟られかねない質問はしてはいけません。作戦は非常に重要なんです。

税務手続の電子化が進行中



税理士 藤代 節子

インターネットを利用して申告手続をする e-Tax は、所得税の確定申告で 54%、法人税申告では 78%に達しています。

電子化が遅れているのは年末調整の手続で、社会保険料や生命保険料の控除証明書は郵送で受け取って勤務先に提出します。所得控除を計算するために扶養親族等の情報を記載した扶養控除等申告書や、契約内容を記載した保険料控除申告書も提出しますが、事前に税務署へ承認申請書を提出しておけば電子データ保存することが可能です。しかし、証明書は紙でなくてはなりません。会社はこれらを 7

年間保存する必要があります。

そこで、年末調整関係の書類提出の電子化が検討されています。控除証明書はデータで交付されるようになり、扶養親族等申告書の内容もデータ送信で完結すれば、膨大な作業量と書類保存の負担が軽減されることになります。

昨年から、e-Tax と政府が運営する個人向けのオンラインサービス「マイナポータル」との認証連携が開始され、マイナンバーカードでログインすれば、メッセージボックスの情報確認や、納税証明書の交付といった手続ができるようになっていきます。

また、平成 31 年 1 月からスマホを使っでの確定申告の実現が予定されている等、普及が進められています。

電子化ではありませんが、今年から医療費控除がペーパーレスになります。来月から始まる平成 29 年分の確定申告から領収書原本の提出が不要となりました。代わりに医療費控除の明細書に受診日や医療機関名・金額を記載して提出します。原本は自宅で 5 年間保存する必要があります、税務署から求められた時は提示又は提出しなくてはなりません。

事務所 旅行記

9月16日から1泊2日で、 軽井沢・富岡製糸場に行って参りました。

軽井沢駅で新幹線を下車し、一路万平ホテルへ。今年で創業 123 周年を迎える万平ホテルに併設された、熊魚菴たん熊の趣ある座敷で食べる京懐石は「美味」の一言に尽きます。

爽やかな空気の中、旧軽井沢銀座通りを歩きつつ、一同トリックアートミュージアムへ。あたかも、絵と一体化しているかのような写真が撮れたり、絵の遠近法によって人が小さく見えたり大きく見えたりと、様々な空間が一同を笑顔にしてくれました。

夕食は、旧軽井沢ホテルでフレンチのコースに舌鼓を打ちながら、ビンゴ大会で大盛り上がり。締めは、当事務所OBによる余興の踊りで、宴会場を大いに賑わせました。

翌日は、まずは旧三笠ホテルへ。日本人の設計による純西洋風建築を目の当たりにして、当時の日本人の技術力の高さに感動しました。

その後は富岡製糸場へ。3 年前に世界文化遺産となった、言わずと知れた観光名所。今回は、ガイドさんに導かれ場内を見学。落語家のような、流暢でいてずっと頭に入ってくるような説明に聞き入りながら、当時の富岡製糸場の労働環境、映画にもなった女性労働者の活躍、場内の建物に施された日本人の知恵と工夫に思いを巡らせました。

旅の最後となる昼食は、上州富岡日本料理ときわ荘。名物の上州牛のすき焼きと刺身こんにゃくを味わい、今回の事務所旅行はお開きとなりました。

台風 18 号の接近が懸念される中での旅行でしたが、終わってみれば、台風による影響もほとんど無く、事務所旅行を十分に堪能することができました。事務所一同、皆様の期待に応えられるようますます仕事に邁進していきますので、今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

幹事 中村龍生





弁護士 篠崎 芳明

このところ名人落語にはまっています。CDで桂文楽（酢豆腐）、三遊亭円生（文七元結）、三遊亭金馬（孝行糖）、古今亭志ん生（宿屋の富）、金原馬生（花見の仇討）、古今亭志ん朝（井戸の茶碗）等等……。聞き出したらもう止まりません。またまた寄席がよいが復活しそうです。



弁護士 進士 肇

昨年11月12日、第3回さいたま国際マラソンに初出場し、4時間33分21秒で無事完走。軽くなった身体でゆっくり走り出し、最後までイーブンペースを心掛けた結果でした。2月25日には新コースになった東京マラソンを初めて走ります。今から楽しみです。

近況報告



弁護士 寺嶋 毅一郎

昨秋、ついにガラケーが壊れました。人並み以上の汗・脂のせいか(?)建物の外壁タイルが崩落する感じで、文字キーのパネルが一枚ずつ剥がれ落ちて行ったのに、生来の不精と新しい「メカ」に対する拒否反応からスマホ切り替えを先延ばしに。最後は電源が入らなくなる非常事態に、慌てて携帯ショップに駆け込みました。遅ればせながら、スマホ、大変快適です。



弁護士 小川 幸三

息子は大学院で高エネルギー加速器研究の研究室に所属し、つくばのBeam測定器の製作に携わっています。娘も大学卒業の年を迎え、大学院に進むか悩んでいます。満身創痍の身で、そろそろ親の責任も終りかなと思っていましたが、まだまだ頑張り続けるしかないようです。



弁護士 杉山 一郎

先日、とある事件の関係で昭和40年代の新聞の縮刷版を調べに行ったのですが、過去の新聞広告が面白くて読み耽ってしまいました。デパートのセール情報や新車情報など「昭和」を実感しました。広告での表現もどこかしら懐かしさを感じます。折込広告も縮刷版になっていればもっと面白かったのと思います。



弁護士 中山 祐樹

昨秋はひいきのプロ野球チームが日本シリーズに出場しました。例年は10月初旬で終わるシーズンも、昨年は11月まで濃密な戦いが続き、最後まで目が離せませんでした。仕事の面では、昨年12月で弁護士登録後10年の節目を迎えました。これまでの経験を生かしつつ更に研鑽を重ね、よりよい仕事ができるよう気持ちを新たにに取り組んでいく所存です。



弁護士 石黒 一利

長年愛用していたゴルフクラブのアイアンを約8年ぶりに買い替えました。元々、球筋がスライス気味だったので、ボールの握まりが良いグースネックを使っていたのですが、近年球筋がフック気味になってきたので、ストレートネックに変更することにし、更に打感と操作性を求めて、思い切ってマッスルバックにしました。芯に当たったときの感触は最高です。



弁護士 鶴岡 拓真

ふと修習時代が無性に懐かしくなったので、修習で1年間過ごした思い出の土地、甲府に行ってきました。東京から1時間半ほど電車で揺られ、甲府駅で電車から下りたときに感じた澄み渡った空気と周り一面に広がる山々の光景に心が洗われました。そして、雰囲気が好きで修習中に何度も足を運んだ武田神社に久しぶりに参拝し、今後の決意を新たにしました。



弁護士 金山 真琴

私事ですが、平成29年10月22日に入籍しました(その日は台風でした)。そして、10月29日に結婚式を挙げました(その日も台風でした)。雨にも負けず風にも負けず(妻にも負けず)、今後も頑張っていきたいと思います。



弁護士 清水 恵介(客員)

昨年9月に日大法曹会で債権法改正に関する講演をしてまいりました。審議過程で相当数の論点が落ちたとはいえ、報道等で強調される消滅時効・法定利率・保証・約款の4大改正以外にも改正点は多岐にわたっています。民法の研究・教育に携わる者としては、2020年の施行に向け、この改正法をしっかり理解していただく努力をしていかねばなりません。



税理士 藤代 節子

10数年使った洗濯機を買い換えました。今までなかった機能に、便利になって他のことに時間を使えるようになったと文明の利器に感謝しつつ、もっと早く使えば良かったと思う毎日です。昨年は某チケットの一般発売の電話が奇跡的に繋がって、手が震えながらスマホを操作して無事に完了したのがハイライトでした。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

